六　発行額　額面金額で三千九百九十九億円
　イ　利回り競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千百三十二億四千百二十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千八百六十六億五千八百七十五万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で百五十八億円
七　払込金額
　イ　利回り競争入札発行　三千九百三十八億二千百五十二万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　百五十五億五千九百八十四万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十五年五月二十三日
十一　発行価格　額面金額百円につき九十八円四十八銭
十二　利率　年一・九パーセント
十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{64}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十四　初期利子　平成二十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成六十五年三月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十五年五月二十三日

○財務省告示第百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年五月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年六月十一日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百二十五回、第百二十七回、第百三十四回及び第百三十七回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回、第八回、第十二回、第十三回、第十四回、第十五回、第十六回、第十七回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十二回、第二十三回、第二十五回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十二回及び第三十五回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
二　発行の根拠法律及びその条項　利回り格差（第十七号に規定する利回り格差をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
三　振替法の適用等　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
四　発行方法　額面金額で二千九百九十四億円
　内訳（別表のとおり）
五　募入決定の方法　三千四百四十七億九千三百七十八万八千円
六　発行額　五万円
七　払込金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　最低額面金額　平成二十五年五月十日
九　振替単位　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数} - \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100}\right) \times \text{残存年数}$$

十　発行日　（別表のとおり）
十一　発行価格　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$\text{各発行対象国債の額面金額の総額} \times \text{各発行対象国債の利率} / 100 \times \frac{\text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十二　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} / 100 \times 1 / 2$$

十三　経過利子の払込み
十四　利